



「教育」という財産を、  
お孫さまに贈りませんか。

# 教育資金贈与信託

〈愛称:孫への想い〉

教育資金贈与信託は、  
あなたの「想い」を形にします。

- ◎孫の将来を教育資金で支えていきたい
- ◎子どもの教育資金の負担を減らしてあげたい
- ◎家族の相続税負担を軽くしてあげたい



「教育資金贈与信託〈愛称:孫への想い〉」は、贈与をする方が、  
30歳未満のお孫さま等の教育資金として元本保証のある金銭信託にお預け入れいただき、  
当社がお孫さま等の贈与を受ける方からの払出請求に基づき、教育資金をお支払いする商品です。  
贈与を受ける方は、お子さま、お孫さまのほか、ひ孫さまも対象になります。

特長1

教育資金としてしっかり管理

贈与した資金は  
用途が教育資金に  
限定されるので  
安心です。

特長2

1,500万円まで非課税で贈与

【対象例】



学校等



学習塾・  
そろばん



水泳・  
野球



ピアノ・  
絵画 等

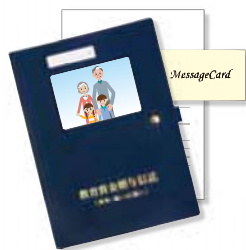
そのうち学校等以外へ  
のお支払いは500万円まで

特長3

無料!

管 理 料

払 出 手 数 料



お申し込みいただいた方に

メッセージカード付

オリジナルファイルプレゼント!

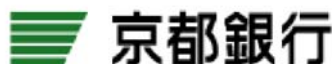
- 贈与を受ける方お一人につき1冊プレゼントいたします。
- 追加設定のお申し込みは対象外です。
- プレゼントはなくなり次第終了とさせていただきます。

詳しくは、当社窓口までお問い合わせください。

その人を信じて、その人に託す。 Meet The Trust Bank



代理店



平成27年4月1日現在  
P2414-00

## 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

30歳未満の子や孫等に、直系尊属が教育資金を一括して贈与した場合、贈与を受ける人1人あたり1,500万円まで(内、学校等の教育機関以外への支払いは500万円まで)非課税で贈与できる制度です。贈与資金は、平成31年3月31日までに信託銀行等に子・孫等名義の口座等を開設して拠出することが必要です。

\*塾や習い事など、学校等以外に支払われる費用:(例)学習(学習塾・家庭教師・そろばんなど)、スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)、文化芸術活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)、教養の向上のための活動(習字、茶道など)。詳しくは文部科学省ホームページをご参照ください。  
\*30歳に達した場合、残額について贈与税が課税される場合があります。

## 教育資金贈与信託(愛称:孫への想い)について

### 【お申し込み】

贈与をする方(委託者)	贈与を受ける方の直系尊属である個人のお客さま(贈与をする方が複数名でもお申し込みができます)
贈与を受ける方(受益者)	30歳未満の個人のお客さま(未成年のお客さまは、親権者さま等のお手続きとなります)
お申込金額	5,000円以上1,500万円以下(1円単位)。贈与を受ける方お1人あたりお申込総額1,500万円までの範囲で追加が可能です。
お申込期間	平成31年3月22日まで
信託報酬	信託設定時はかかりません。ただし、信託金を運用した収益から運用報酬をいただきます。

### 【ご注意ください事項】

●本商品へお預け入れいただいたご資金は、お預け入れいただいた時点で贈与が成立し、お孫さま等の贈与を受ける方の財産となりますので贈与をする方からの払い戻し等には応じられません。●教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置にともなう金融機関へのお預け入れは、贈与を受ける方1人あたり上限金額1,500万円まで(内、塾や習い事などの学校等以外への支払いは500万円まで)で、1金融機関1営業所のみとなります。複数の金融機関・営業所へのお預け入れはできません。●お申込日からお手続き完了まで1週間程度の時間を要します。本商品の対象となる教育機関等へのお支払いは、信託契約日以降の支払い分からとなります。●本信託終了時に、お預け入れいただいたご資金から教育資金としての払出金額を差し引いた残額に対し、贈与税が課せられる場合があります。



「次世代に早く資産を渡したい」「相続税の負担を軽減してあげたい」といったお考えをお持ちの方は、贈与を検討してみるのも対策のひとつです。

教育資金の贈与をご検討の際は三井住友信託銀行へご相談ください。

## 「家族」や「世代」をつなぐ特別プランをご用意しました。

「教育資金贈与信託」の委託者さま・ご家族さま\*1が、遺言信託(執行コース)をお申し込みいただいた場合\*2、「遺言信託(執行コース)」の基本手数料を割引いたします。

基本手数料:  
324,000円 → **270,000円**  
(消費税等込み)

●他のサービスとの併用はできません。

### ■遺言信託(執行コース)の手数料等(全て消費税等込み)

お申込時*3	基本手数料:(通常)324,000円
遺言書保管中	遺言書保管料:毎年6,480円
遺言執行時	遺言執行報酬:当社所定の報酬を申し受けます。(最低報酬額:1,080,000円)

平成27年4月1日現在

※1 ご家族さまの対象範囲については、窓口までお問い合わせください。

※2 遺言のご相談に関する申込書(商品説明書兼事前相談申込書)のご提出または公正証書遺言作成時点で、「教育資金贈与信託」(受益者さまお一人あたり、100万円以上お預け入れされた場合が対象です)をご契約いただいている委託者さま・ご家族さまが対象となります。

※3 別途、公正証書作成費用、戸籍謄本など取り寄せに関する費用が必要になります。

他にも、定期預金の金利優遇などの特別プランをご用意しております。詳しくは、窓口までお問い合わせください。